

吉見町建設工事等指名業者選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、法令、吉見町契約規則、吉見町請負事業の施行業者指名選考委員会規則及び吉見町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱並びに吉見町物品その他等競争入札参加者の資格等に関する要綱に定める契約に関する指名業者の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 指名業者の選考に当たっては、町内業者の育成に配慮するとともに、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し選考するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 当該工事に対する地理的条件
- (3) 手持ち工事等から見た施工能力
- (4) 安全管理の状況
- (5) 労働福祉の状況
- (6) その他

2 前項の規定は、別表「指名業者選考運用基準」に定めるところにより運用するものとする。

(選考業者数)

第3条 建設工事等の1件当たりの選考業者数は、次の表に掲げる設計金額に応じ、区分するものとする。ただし、工種に応じて登録業者数、施工能力等の事情がある場合は、必要な範囲で選考業者数を減らすことができる。

設計金額	業者数
1,000万円以下	5以上
1,000万円を超え5,000万円以下	5以上
5,000万円を超え1億円以下	7以上
1億円を超える	8以上

(選考方法の例外)

第4条 当該工事等の技術的条件、自然・地形的条件、周辺環境条件又は緊急性等の相当な理由があると認められる場合は、第2条の規定にかかわらず、ほかに適当であると認められる者を選考することができる。

2 特定の者一人を選考するときは、当該工事等の内容、特殊性、他の者との競争の必要性の有無等を総合的に勘案して、相当な理由があると認められるときに限り選

考することができる。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。